

JEITA

電子情報技術産業協会規格

Standard of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA TT-4507B

拡声装置とプロオーディオ機器の表示用語

**Terms for Public Address Sound System
and Professional Audio Equipment**

2000年3月制定

2011年7月改正

2016年11月改正

作 成

業務用音声システム専門委員会

Public Address System Technical Committee

発 行

一般社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

目 次

ページ

まえがき

序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 規格の構成	2
4 総覧	5
5 表示用語の使用方法	28

附属書

1 接続部の表示方法	30
2 接続部の表示用語の省略	31
3 接続部の配置	32
総覧用語（日本文）索引	33
解説	38

まえがき

この規格は、一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）の業務用音声システム専門委員会の審議を経て、同委員会で承認し改正した。

これによって、**JEITA TT-4507A** は、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法によって保護されている著作物であるため、許可なくこの規格の一部又はすべてを複製・転載することを禁止する。

この規格は、この規格の一部が、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権など）に抵触する可能性に関係なく制定されている。一般社団法人 電子情報技術産業協会は、このような工業所有権に係る確認について、責任をもたない。

電子情報技術産業協会規格

拡声装置とプロオーディオ機器の表示用語

Terms for Public Address Sound System and Professional Audio Equipment

序文

この規格は、拡声装置^(*1)と業務用を主体としたプロオーディオ機器^(*2)における操作部及び接続部の表示用語を規定し、その操作方法並びに表示方法を示すことにより使用者、工事業者及び保守点検業者の便宜を図ることを目的とする。

注^(*1) 拡声装置とは、一般不特定多数の聴衆に対する音声、音楽、信号音などの情報を伝達する電気音響装置全体をいい、マイクロホン、増幅器、スピーカーを基本とし、ミキサー、メディアプレーヤー／レコーダー、チューナーなどの付属機器を含む総称をいう。

注^(*2) プロオーディオと拡声装置の境界はなくなりつつあるが、その範囲は固定音響、移動音響、ホール音響等をいう。

1 適用範囲

この規格は、拡声装置とプロオーディオ機器の操作部及び接続部の表示用語とその運用について規定する。ただし、下記項目については、各々による。

- a) 民生用電子機器と共通に使用する用語は、**JEITA CP-1104B**「AV&IT 機器の表示用語及び図記号」を適用する。
- b) 機器又はシステム特有の操作部及び接続部の表示については、適用の範囲外とするが、この規格に準拠することが望ましい。
- c) この規格は主として機器本体の表示に用いられるが、取扱説明書及び宣伝物にも共通に使用されることが望ましい。
- d) 非常放送設備の表示用語については、この規格に準拠することが望ましい。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）には適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

a) JEITA 規格

JEITA CP-1104B AV&IT 機器の表示用語及び図記号

JEITA TT-4502C 拡声装置の整合基準